



厚生労働省福島労働局  
須賀川労働基準監督署発表  
令和6年2月1日

担  
当

須賀川労働基準監督署  
監督・安衛課長 中野 龍太  
電話 0248-75-3519

## 労働安全衛生法違反被疑事件を書類送検

～トンネル型枠支保工の解体作業時にずい道等の覆工作業主任者を選任しなかった疑い～

須賀川労働基準監督署（署長 伊藤 達夫）は、本日、下記の労働安全衛生法違反被疑事件を、福島地方検察庁郡山支部に書類送検した。

### 記

#### 1 被疑者

##### (1) 株式会社エンジン

本店所在地：福島県田村郡三春町大字斎藤字仁井道348番地の5

事業内容：建設業

##### (2) 同社現場所長A（38歳・男性）

#### 2 事件の概要

令和3年6月30日、福島県石川郡石川町内のトンネル工事現場において、被疑会社の労働者B、派遣労働者C、D、及びEの4名がトンネルの覆工<sup>(※1)</sup>作業に使用したトンネル型枠支保工<sup>(※2)</sup>を解体作業中、上面の部材を派遣労働者Eが移動式クレーンを操作しつり上げて取り外したところ、当該支保工の両側壁が内部に向かって倒れ、高さ4.3mの当該支保工上部で作業を行っていた派遣労働者Cが倒れた側壁に左腕を挟まれて、上腕を不全切断した。また、派遣労働者Dは右肘を骨折し、労働者Bは右まぶたを挫創した（別添1「災害発生状況図」参照）。

同社現場所長Aは、本件災害発生時のトンネル型枠支保工の解体作業には、ずい道<sup>(※3)</sup>等の覆工作業主任者技能講習を修了した者のうちから、同作業主任者を選任する必要があったが、これを選任していなかった疑い。

(※1) 覆工とは、トンネル建設工事において掘削面をコンクリートで固めることをいう。

(※2) 型枠支保工とは、コンクリート構造物を、コンクリートの打込みから硬化するまでの期間、型枠を支持するための仮設構造物をいう。

(※3) ずい道とは、トンネルのことをいう。

#### 3 罪名・罰条（別添2「関係法令」参照）

労働安全衛生法

同法第 14 条（作業主任者）

労働安全衛生法施行令第 6 条第 10 号の 3（作業主任者を選任すべき作業）

労働安全衛生規則第 383 条の 4（ずい道等の覆工作業主任者の選任）

同法第 119 条第 1 号（罰則）

同法第 122 条（両罰規定）

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

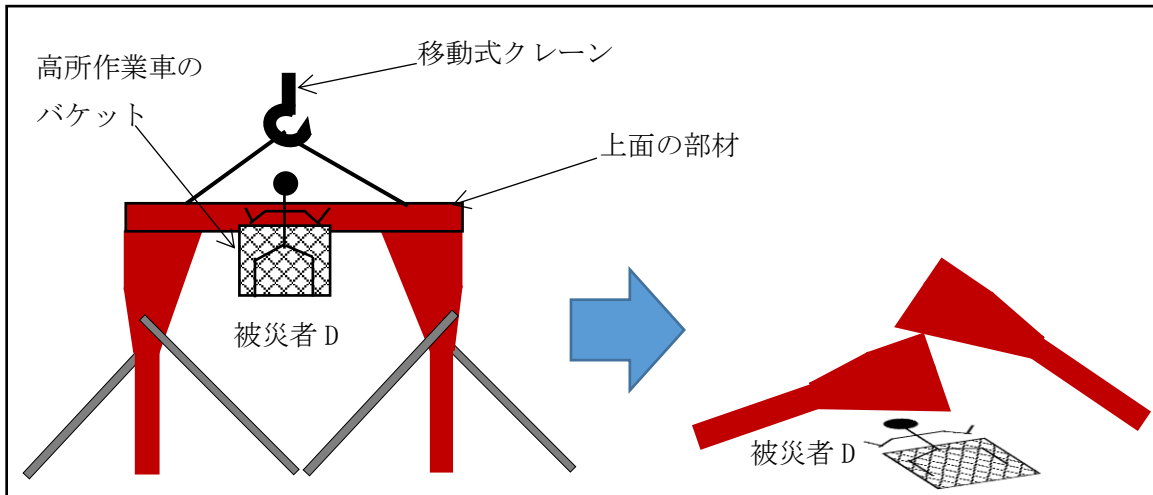
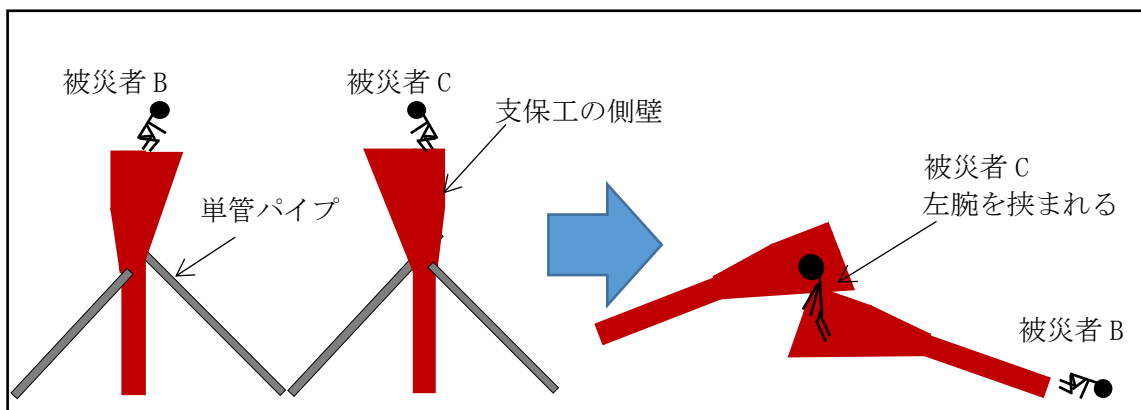
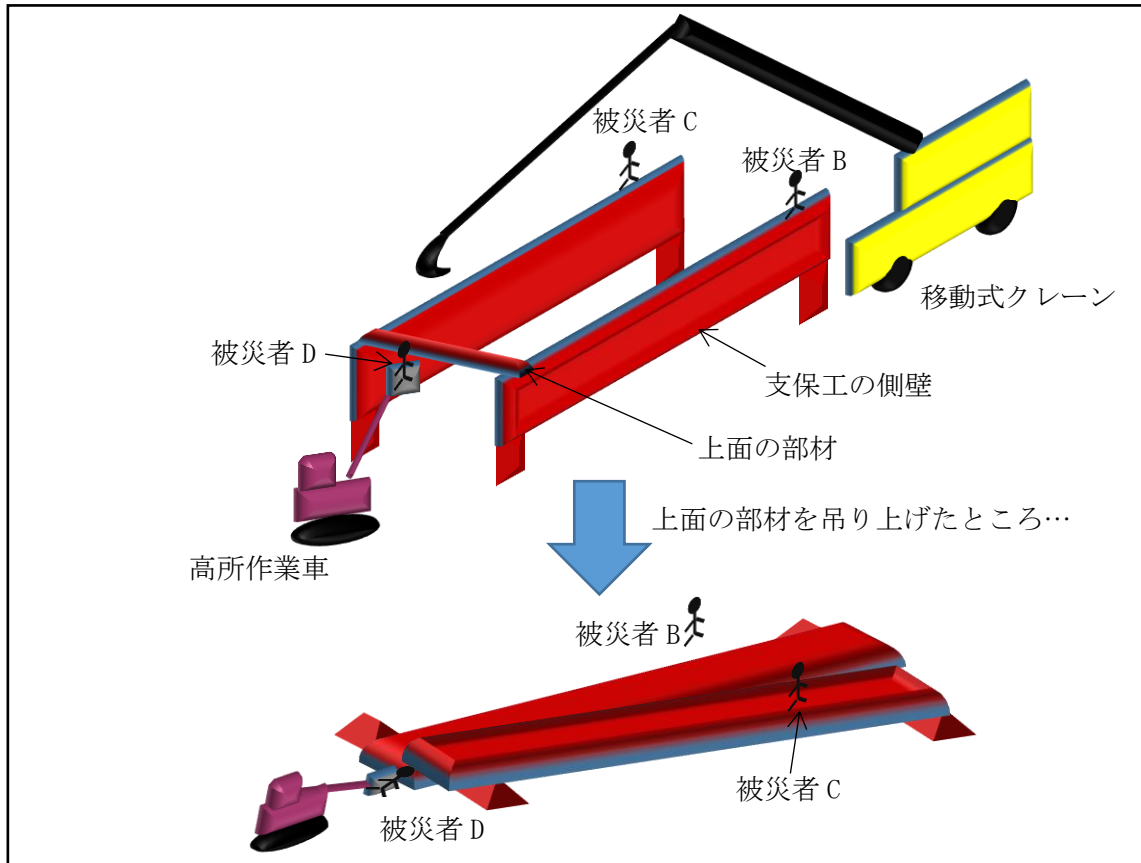
同法第 45 条第 3 項（労働安全衛生法の適用に関する特例等）

#### 4 参考資料

別添 1 「災害発生状況図」

別添 2 「関係法令」

災害発生状況図



**労働安全衛生法****(作業主任者)****第十四条**

事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

**(罰則)****第一百十九条**

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、(中間略)の規定に違反した者
- 二～四 (略)

**第二百二十二条**

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第一百十六条、第一百十七条、第一百十九条又は第二百十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

**労働安全衛生法施行令****(作業主任者を選任すべき作業)****第六条**

法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

- 一～十の二 (略)

十の三 ずい道等の覆工(ずい道型枠支保工(ずい道等におけるアーチコンクリート及び側壁コンクリートの打設に用いる型枠並びにこれを支持するための支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成される仮設の設備をいう。)の組立て、移動若しくは解体又は当該組立て若しくは移動に伴うコンクリートの打設をいう。)の作業

- 十一～二十三 (略)

**労働安全衛生規則****(ずい道等の覆工作業主任者の選任)****第三百八十三条の四**

事業者は、令第六条第十号の三の作業については、ずい道等の覆工作業主任者技能講習を修了した者のうちから、ずい道等の覆工作業主任者を選任しなければならない。

**労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(労働者派遣法)****(労働安全衛生法の適用に関する特例等)****第四十五条**

- 1～2 (略)

3 労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者を当該派遣中の労働者を使用する事業者と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者に使用される労働者とみなして、労働安全衛生法(中間略)第十四条から第十五条の三まで、(中間略)の規定並びに当該規定に基づく命令の規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。)を適用する。(以下略)

- 4～17 (略)